

会議報告書

会議名	平成28年度 第4回三郷市介護保険運営協議会
日 時	平成29年2月27日(月) 午後1時から午後1時50分まで
場 所	三郷市役所6階 第3委員会室
出席者 (18名)	【副会長】 長友 祐三 【委 員】 佐藤 智子、尾上 朝子、須藤 政次、秋葉 明、田中 良夫、宍戸 六郎、 佐藤 真人、晝間 章 (欠席)青木 成夫 【事務局】 増田 道夫(福祉部長) 森 泰子(参事兼ふくし総合支援課長) 稲舂 克巳(ふくし総合相談室長兼総合相談係長) 谷口 寿美枝(ふくし総合相談室地域包括係長) 峰川 修一(長寿いきがい課長) 前川 浩司(長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長) 長濱 崇二(長寿いきがい課長補佐兼介護給付係長) 吉井 馨(介護認定係長) 平山 陽子(介護認定係主査)
傍聴人	1名
次 第	別紙次第のとおり
資 料	別紙資料一覧のとおり

●議事結果／確認事項

<議 題>

①平成29年度三郷市介護保険特別会計当初予算(案)について

⇒ 原案のとおり了承

<報 告>

②高齢者保健福祉計画等策定のための基礎調査の回収状況について

③介護予防・日常生活支援総合事業の周知について

●報告事項・その他(連絡・確認事項)

・本日の報酬の振込日について

・次回開催予定について

【会議要旨】

1. 開会（司会:峰川課長）

2. 副会長あいさつ

3. 部長あいさつ

4. 議事（議事進行:長友副会長）

（副会長）はじめに、平成29年度三郷市介護保険特別会計当初予算(案)について、事務局の説明をよろしくお願いします。

（事務局）「資料1」をもとに説明。

（副会長）それでは、事務局の説明が終わりましたので、何かご質問等はございますか。

（委員）地域包括支援事業が新設されたということですが、昨年度はなかったのでしょうか。

（事務局）地域支援事業については、これまでも事業を実施しており、予算上では、2款の保険給付費の中に組み込まれておりました。29年度から総合事業を実施することに伴い、新たに3款に地域支援事業費を創設して、2款で実施していた各事業を組み替えています。前年度との比較において、新設されているように見受けられますが、予算の組み替えによるもので、実際は各事業とも前年度から継続して実施するものでございます。

（委員）包括的支援事業費の中の在宅医療・介護連携推進事業にかかる連携会議等の費用は、どのようになるのでしょうか。

（事務局）29年度の在宅医療・介護連携推進事業の予算については、講演会の講師謝金や社会資源マップの作成等の経費が主なものです。医療・介護連携会議における委員の謝金も計上しております。

（委員）医療・介護連携会議の委員の中には、本来の業務を割いて参加していただいている方もいるので、そのような方のためにも、費用弁償くらいの支出は考えても良いのではないかと思います。

（副会長）地域支援事業費だけ比べてみると、前年度は約2億4千万円で、29年度は約3億6千万円となっており、約1億2千万円の増額となっていますが、地域支援事業として新たに1億2千万円分の事業を実施する予算を組んでいるという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）その通りでございます

（委員）要支援1、2の方のサービスは、これまでは介護保険事業に組み込まれていましたが、今後は地域支援事業に切り替わるということですね。サービスが切り替わることで、利用者の混乱はないのでしょうか。具体的には移行に伴い、介護の専門職によるサービスが手薄になるといった心配はないのでしょうか。

（事務局）総合事業のサービスは、「現行と同等の介護サービス」と「現行サービスを緩和したサービス」に大きくは分かれていますが、本市では、29年4月からの実施に合わせ、現行相当のサービスの提供のみを実施します。従いまして、事業開始後から受ける介護サービスに大きな変更はなく、サービスの質が低下することはないものと考えております。

（委員）知人からも心配の声があり、これまで専門職の方が介護を対応していただいているから、現状の生活を保っているのではないかと感じているので、サービスの質について確認させていただきました。

できれば、総合事業を実施することで、市独自のプラスしたサービスが実施できるようになると、利用者は嬉しいのではないかと思います。

(副会長) 総合事業の現行相当サービスが従前のサービスと変わらないということですが、質的な担保はどのように行っているのでしょうか。

(事務局) 現行相当サービスとは、介護事業所によるサービスとなりますので、介護職員等の人員基準等も含め、現行サービスと全く同じ基準で提供いただくサービスとなります。緩和したサービスの実施方法は、これから検討してまいります。人員基準を緩和したサービス等により費用を安くしたサービスも同時に提供して、将来は利用者のご自身の状況に合ったサービスを選んでいただくような仕組みを考えています。

(委員) 専門職2人によるサービスと、専門職1人とそれ以外1人によるサービスでは、同じにはならないと思います。利用者負担が安くなることだけが魅力になってしまって、結果的に長い目で見たときには、対応の仕方などに差が生じてくるのではないかとということが心配になります。

(委員) 現状でも市では、無料の介護予防事業を実施しています。今までの介護サービスを希望する方は、現行のままサービスを継続することができますし、人によっては、費用を抑えたいと考えている方もいるので、そのような方のための受け皿を作りましょうということだと思います。ですから、これまでのサービスが無くなるわけではありません。

(委員) 人員を緩和したサービスには、各地域での地区サロンも入るといことになるのでしょうか。

(委員) 総合事業で地区サロンをどのように位置付けるかは分かりませんが、今ここで議論している緩和したサービスは、人員基準を緩和しただけで、これまでどおり専門職によるサービスとなるので、質的な心配は少ないと思います。デイサービスの例ですが、事業所では要支援の方から要介護5までの方と一緒にサービスの提供を行っていて、現行の人員基準では、利用者3名に対して1名の介護職員の配置が義務付けられています。ですが、要支援の方には、比較的元気な方も多いため、要支援の方だけを集めてサービスを提供する場合には、この人員基準を緩和してもいいのではないかとということだと思います。強制的に切り替わるのではなく、利用者の希望により選択していくこととなると思います。

(事務局) 介護サービスの提供にあたっては、ケアマネジャーという専門職が、その利用者の状態像やサービスの希望等の状況を考慮し、ご家族の方も交えながら、サービスのプランニングを行っています。同様に総合事業の利用にあたっては、利用者にとって、より相応しいサービスとなるようケアマネジャーが支援しますので、心配はないものと考えております。

(副会長) 本日の議題の3番目で総合事業の話が予定されていますので、可能であれば、その説明の際にサービスの点についても、ご説明いただければと思います。他にご質問はございますか。なければ、事務局から説明のあった事項について、了承してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(長友副会長) 次に、高齢者保健福祉計画等策定のための基礎調査の回収状況について、説明をお願いします。

(事務局) 「資料2」をもとに説明。

(副会長) 事務局からの説明を受けて、何かご質問、ご意見等ございますか。特に無いようなので、次の議案に進みたいと思います。次に、介護予防・日常生活支援総合事業の周知について、説明をお願いします。

(事務局) 「資料3」をもとに説明。

(委員) 総合事業の周知については、要支援者の方には個別に通知していくとのことですが、一般高齢

者向けには広報等での周知ということでは、なかなか関心を取りづらい面があると思います。そのような中で、毎年保険料の通知する際に、サービスの一環として大きな制度改正の情報や、市民の方へ特にお知らせしたいこと等を同封すると、広報誌よりは関心を持っていただけるのではないかと思います。容量の問題があるとは思いますが、是非検討いただければと思います。

(事務局)ありがとうございます。検討させていただきます。

(委員)リーフレットの中段のサービスの移行のところですが、「訪問介護と通所介護が訪問サービスと通所サービスに変わります」と表記されていますが、実際はサービスを変えずに提供するわけですから、このように表記されるとサービス内容が変わるのではないかと、勘違いされるのではないのでしょうか。また、下段では介護予防事業が一般介護予防事業に変わるような表記の部分ですが、ここも事業内容は変わらないが、参加者が65歳以上の高齢者であれば誰でも参加できるようになることで、一般という文字が追加されたのではないかと思います。このような注釈が必要なのではないかと思います。

(事務局)表記の仕方につきましては、これまでも手直しを行ってきたところですが、まだまだ不十分なところもありますので、見直しできる部分については、市民の皆さまにとって分かりやすく伝える方法を考えていきたいと思います。似たような言葉が多いので、文言が少し違うだけで、サービスの内容が分けられているものもあり、実際利用される高齢者の方にとりましては、非常に分かりづらいものと思います。

(委員)要支援者の方のサービスを担っている各地域包括支援センターの職員が、正しく理解して説明していただければ、混乱は少ないと思います。

(委員)今後事業を開始して、色々なことが具体化していけば、実態が見えて分かってくると思いますが、現段階では噂や推測の話が多く、事業の対象者やそれに近い方は、今後のことに心配を抱いているみたいです。

(委員)国の資料等でも、将来的には地域の方やNPO等によるサービスを取り込んでいくような構想でイメージされていますが、現状ではそのレベルまで到達していないと思います。この場での説明は、あくまでもスタート時点での内容となっていて、どの程度の期間を要するか分かりませんが、最終的な目標として、様々な方によるサービスが提供できるような仕組みを作り上げていくということではないのでしょうか。

(副会長)最終的な目標までの期間は、どの程度の期間が掛かるのかは不透明なのですが、今後は変わっていくということは、この資料にも書かれているので、いつ位までは現行のサービスを変わずに提供していくかは、お話しいただけるのでしょうか。

(委員)最低3年間はこのままでいくのではないのでしょうか。

(副会長)一般の方がこのリーフレットを見たときには、期間までは書いていないので分からないと思います。今後は変わりますと書いてあるだけです、単純にいつから変わるのかということが気になるのではないのでしょうか。

(委員)目安として期間は入れておいた方がよろしいですかね。

(委員)それと、事業がどのように変わっていくかについて、市民の皆さんの希望のもとに変わっていくという安心感が持てるような表記にさせていただくとよろしいかと思います。

(委員)先ほど説明のあったアンケート調査の結果では、要支援認定者の回答率が75%と高い数値であるので、皆さんもこのリーフレットをととても興味を持って見ていただけたと思います。

(副会長)ここでご質問いただいたことということは、同様に一般市民の方もこの新しい総合事業が開始されるとサービスが変わってしまうのではないかと思っているということです。ですが、リーフレットではサービスは変わらないと書きつつ、今後は変わりますと表記されており、一般市民の目線では、変わっ

た後のことが単純に心配なのだと思います。

(委員)この協議会等によって、今後どのように変えていくかを協議していくこととなると思いますので、委員の方も様々な意見や議論を発していくことが大事だと思います。

(副会長)標題に関しては、新たな総合事業へ名称は変わるが、開始当初は従前のサービスと変わらないものを提供するということを強調して表記いただければよろしいのではないのでしょうか。また、現実、要支援の方は包括支援センターでケアマネジメントを受けており、個々に説明する機会がありますので、そこで丁寧に説明をされていけば、ご理解をいただけるのではないかと思います。他になければ、これにて終了とさせていただきます。本日は皆さま、長時間にわたってご協議いただきありがとうございます。

5. 事務連絡

6. 閉会